

2 独立行政法人福祉医療機構について（福祉基盤課）

（1）機構の業務運営について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献する使命を担っている。各都道府県におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

（2）福祉貸付事業（平成21年度予算【案】）について（参考資料7参照）

ア 貸付規模

資金交付額 3,018億円（うち福祉貸付 1,535億円）

イ 貸付条件の見直しについて（21年度新規分）

機構の貸付を取り巻く環境は、財政投融资改革の推進等により厳しさを増してきているが、このような状況の中で独立行政法人としての使命を果たすため、政策上必要な施設整備のための貸付原資の確保を図るとともに、昨年2月に打ち出された「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所や放課後児童クラブの整備の推進に係る融資条件の優遇等を行うこととしているので、了知の上、管内の社会福祉法人等に対する周知徹底をお願いしたい。

（ア）保育所に係る融資条件の優遇

・融資率の引き上げ : 80%→90%

（イ）放課後児童クラブに係る融資条件の優遇

・融資率の引き上げ : 75%→90%

（ウ）児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に係る融資条件の優遇

・融資率の引き上げ : 75%→80%

（エ）障害者グループホーム等に係る融資要件の緩和

特定非営利活動法人が設置・経営する障害者グループホーム及び障害者ケア

ホームにおいて、消防用設備を設置するすべての事業を融資対象とする。（消防法政省令に基づく消防用設備の設置義務如何に関わらず融資対象とする。）

(オ) 融資率の見直し

基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンターに係る融資率を75%から70%へ変更する。

ただし、アスベスト対策事業・耐震化事業・災害復旧事業に係るものは80%とする。

ウ 引き続き実施する優遇措置について

前記の条件の見直しのほか、次の事項については平成20年度に引き続き実施することとしている。

(ア) 療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇

平成19年度から実施してきた療養病床のケアハウス等への転換に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70、75%→90%
- ・貸付利率の引き下げ：財政融資資金借入金利と同率

(イ) 障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大等

平成20年度から実施してきた障害者の就労支援事業の推進に係る貸付けの相手方の拡大（特定非営利活動法人の追加）及び優遇措置（融資率の引き上げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：80%→90%

(ウ) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇

平成17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ、貸付利率の引き下げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70%→75%、75%→80%
- ・貸付利率の引き下げ：通常の貸付利率から0.05%～0.4%引き下げる

(エ) 耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇

平成18年度から実施してきた耐震化に係る改築・修繕等事業及び災害復旧事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・融資率の引き上げ：70%→75%、75%→80%

(オ) 物価高騰に伴う経営資金に係る融資条件の優遇

物価高騰の影響により、一時的に資金不足を生じている社会福祉施設の経営の安定化を図るための経営資金に係る融資条件の優遇措置（貸付利率の引き下げ）について、平成21年度も引き続き実施することとする。

- ・貸付利率の引き下げ：財政融資資金借入金利と同率

エ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成17年度より介護関連施設に限定して導入していたところであるが、本年度より、福祉貸付全般に範囲を拡大したところであり、平成21年度以降についても協調融資の利用促進を図ることとしているため、引き続き社会福祉法人に対して、その活用についての助言をお願いしたい。（参考資料8参照）

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 平成21年度予算【案】（参考資料9参照）

○平成21年度予算【案】における給付予定額

- ① 給付予定人員 75,120人
- ② 給付総額 899億円

イ 都道府県補助金について

例年、都道府県補助金の交付の遅れに起因する退職手当金の支給遅延が発生している。近年、関係各位の協力により改善の方向となっているが、一部の県においては未だ補助金の納付が遅れている状況が散見されるところ。

退職手当共済という経費の性質上、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給

遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、本制度の円滑な実施のため、平成20年度分に係る補助金未交付の県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成21年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

3 社会福祉施設の運営等について

(1) 社会福祉施設の運営

ア 施設の役割と適正な運営管理の推進

(ア) 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の取組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

(イ) 社会福祉施設の運営費の不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

イ 感染症の予防対策等

(ア) 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

《参照通知等》

・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」

(平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第092001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)

- ・「ノロウイルスに関するQ&Aについて」
(平成18年12月8日雇児総発第1208001号、社援基発第1208001号、障企発第1208001号、老計発第1208001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」
(平成20年12月2日雇児総発第1202001号、社援基発第1202001号、障企発第1202002号、老計発第1202001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日社援基発第725001号) 別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」
(平成20年7月7日社援基第0707001号) 別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「当面のウィルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)、
C型肝炎について(一般的なQ&A)(平成18年3月)

(イ) 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行しており、このウイルスがヒトに感染し、死亡例も報告されている。また、高病原性鳥インフルエンザの発生がヨーロッパでも確認されるなど、依然として流行が拡大・継続しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生危険性が高まっている。このため、国民への正確な情報提供、予防や治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする新型イ

ンフルエンザ対策推進本部を設置し、併せて新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところである。

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策については、予防対策（手洗い、うがい等）の徹底と併せ、平成17年11月30日付発出の「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」を踏まえて対応を図るよう、各都道府県等においては引き続き指導をお願いするとともに管内市町村と十分に連携を図りつつ、新型インフルエンザに対する対策を強力に推進していただくようお願いしたい。

(参考)

- 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/index.html>
- インフルエンザ総合対策ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/index.html>
- 国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 「高齢者介護施設における感染管理のあり方に関する研究報告書」
(平成16年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）)における感染対策マニュアル
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」
(平成16年度独立行政法人 福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成)

(2) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

ア 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、従来より適切な対応をお願いしてきたところであるが、一般的に使用されていないとされていたトレモライト等のアスベストが建築物の吹付け材から検出されたことが判明したことを受け、平成20年5月9日付通知により「アスベスト使用実態調査」を実施し、その調査結果を平成20年9月に公表したところである。

当該調査結果において、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設が相当数存在することから、現在、「フォローアップ調査」を実施しているところであるが、未回答及び分析依頼中の施設等については、保有状況を明らかにしたうえで、状況に応じて適切に対応するよう指導するとともに、未措置状態にある施設等については、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適

切な措置を講じるよう引き続き指導をお願いしたい。

イ 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、平成21年度以降も社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

(3) 社会福祉施設等におけるスプリンクラー設備等について

消防法施行令改正に伴い、平成21年4月より新たに275㎡以上1000㎡未満の障害者支援施設等にスプリンクラー設備等の設置義務が課されることから、管内社会福祉施設等に対し周知を図るとともに、適切に対応するよう指導をお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等の防災対策について

ア 社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導するとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

- ①火災発生の未然防止
- ②火災発生時の早期通報・連絡
- ③初期消化対策
- ④夜間防火管理体制
- ⑤避難対策
- ⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保
- ⑦各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ①施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知
- ②施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- ③入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- ④消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
(昭和62年9月18日社施第107号)
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」
(平成10年8月31日社援第2153号)
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」
(平成11年1月29日社援第212号)

イ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画願いたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。



第5 消費生活協同組合の指導・育成について (地域福祉課消費生活協同組合業務室)

(1) 改正生協法の施行等に伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）の改正により、生協の共済事業においても、契約者保護の観点から必要な規制が整備され、昨年4月に施行されたところである。改正生協法には、経過措置等が規定されており、施行に猶予期間がある以下の事項についても、所管する生協に対して必要な準備等を行うよう改めてご指導願いたい。

- ① 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（生協法第54条の2等）
- ② 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（生協法第10条第3項等）
- ③ 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（生協法第50条の5等） 等

なお、③の事項に関連して、組合の経営の健全性を確保していくための手法として、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができるとされているところである。厚生労働大臣が定める当該基準は、改正生協法において定められた諸準備金の積立て（生協法第50条の7～第50条の9等）開始時期を考慮して定めることとしており、あわせて当該基準に基づく「早期是正措置」に関する基準も定める予定としている。

それまでの間、組合の健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要があり、「共済事業向けの総合的な監督指針」（平成20年3月31日付け社援発第0331005号厚生労働省社会・援護局長通知）（Ⅱ-2-2からⅡ-2-5までを参照のこと）に基づき、組合に早め早めの経営改善を促していく必要がある。

このため、「早期是正措置」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくようご指導願いたい。

(2) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、今後とも、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点に留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮を願いたい。

- ① 組合員の個人情報の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ② 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化
- ③ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協や休眠状態にある生協における組合及び組合員管理の徹底
- ④ 共済事業規約等に基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底

(3) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

(4) 平成21年度予算(案)について

平成21年度予算(案)においては、20年度に引き続き、改正生協法の施行に伴う生協の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティーネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」(補助率1/2)を実施することとしているので本事業の積極的な取組みを願いたい。

第6 地方改善事業等について（地域福祉課）

（1）地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等

隣保館運営事業等については、今後とも多様化するニーズに的確に対応するためには、一般対策を活用することが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう、ご配慮願いたい。

イ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民等から特定の団体に独占的に利用されている等の批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対してご周知願いたい。

ウ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

エ 地方改善施設における吹付けアスベストの除去等について

隣保館、生活館等の地方改善施設における吹付けアスベストの除去等に要する費用については、平成21年度以降も地方改善施設整備費補助金の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いする。

（2）人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として根深く存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要で

あるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じて人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者等に対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。